

## 受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この基準の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 成田市水道部が供給する水道水を、受水槽式給水方式により利用していること。
- (2) 受水槽用の水量を計量するための量水器（親メーター）が設置されているが、使用水量に対する料金の支払いは受水槽以下の給水設備に設置された量水器（各戸メーター）により行っていること。
- (3) 原則として、災害時に成田市水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水できない場合等に限り使用する水栓であること。

### (設置条件)

第3条 非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用給水栓には、災害時以外の使用を防止するため、かぎ式ハンドルの採用又はハンドルを取外す等の措置を講じること。
- (2) 受水槽の壁面、連通管、流出管又は水抜管に設置し、かつ、受水槽の強度に影響を与えない構造とすること。
- (3) 受水槽毎に1～2個程度の設置数とすること。
- (4) 受水槽の周囲1メートル以内に設置すること。
- (5) 住民への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレート（大きさは縦30cm×横10cm以上とし、材質は腐食や破損の恐れがないもの）を見やすい場所に掲示すること。

### (申込)

第4条 非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に申込みをし、市長の承諾を得るものとする。

2 前項の申込は、「非常用給水栓設置申込書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 案内図
- (3) 設置計画図（平面図、立面図等）
- (4) 給水栓仕様書

（審査）

第5条 市長は、前条の申込書を受付した場合は、第3条各号に掲げる事項について審査を行う。

（承諾）

第6条 市長は、前条の審査の結果、適当であると認められた場合は、非常用給水栓の申込を承諾し、「非常用給水栓設置承諾書」（様式第3号）により設置者へ通知する。

（確認等）

第7条 設置者は、非常用給水栓の設置完了後、遅延なく「非常用給水栓設置完了届」（様式第4号）を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の完了届を受付した場合は、非常用給水栓設置完了の現地確認を行う。

（管理等）

第8条 設置者は、災害時において、速やかに非常用給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう、管理責任者を定め、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理しなければならない。

2 設置者は、成田市水道事業給水条例第36条及び成田市水道事業給水条例施行規程第18条の規定により、非常用給水栓を含む貯水槽水道を管理しなければならない。

3 非常用給水栓が第3条各号に適合する状態を維持しなければならない。

4 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、第4条から前条までの規定を準用する。

(使用)

第9条 災害時等に非常用給水栓を使用したときは、「非常用給水栓使用届」(様式第5号)により、使用日時を市長へ報告しなければならない。

(立入点検)

第10条 市長は、受水槽周辺に立入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することができる。この場合においては、「非常用給水栓点検結果通知書」(様式第6号)により、設置者に通知する。

2 設置者は、前項の点検において、改善を指示された場合は、速やかに改善を行い、「非常用給水栓改善届」(様式第7号)により、市長へ報告するものとする。

(廃止)

第11条 設置者は、非常用給水栓を撤去する場合、「非常用給水栓廃止届」(様式第8号)を市長へ提出するものとする。

(取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する承諾を取消し、非常用給水栓の撤去を命じることができる。

(1) 第7条に掲げる書類の提出を行わないとき。

(2) 非常用給水栓の設置後、第3条各号の規定に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第10条の規定に基づく立入点検による改善指示に対して、猶予すべき理由なしに指定期日まで対応が講じられないとき。

(4) 災害時以外の使用があったと認められるとき(あらかじめ市長に申し出たうえで、訓練又は点検等のために使用したときを除く。)

2 前項の規定による取消しは、「非常用給水栓取消通知書」(様式第9号)を設置者に送付することにより行う。

(費用負担)

第13条 非常用給水栓の設置、管理及び撤去に要する費用は、設置者の負担とする。

2 設置者は、非常用給水栓の破損による漏水が確認された場合、または、災害時以外の使用が認められた場合(前条第1項第4号の訓練又は点検等の使用を除く。)は、使用水量に対する水道料金を支払わなければならない。この場合の水道料金は、成田市水道事業給水条例第22条で規定する臨時用の料金により算出した額とする。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年11月10日から施行する。

## 非常用給水栓設置申込書

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

※申請者が法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第4条の規定により、非常用給水栓を設置することを申込みます。

お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
設置位置	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
設置数	栓
応急給水関係	受水槽の容量 $\text{m}^3$ 給水戸数 戸
管理責任者 （管理会社等）	住所 管理会社名 責任者名 電話番号
添付書類	・誓約書（様式第2号） ・案内図 ・設置計画図（平面図、立面図等） ・非常用給水栓仕様書
備考	

## 誓 約 書

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

※申請者が法人の場合は，記名押印してください。  
法人以外でも，本人（代表者）が自署しない場合は，  
記名押印してください。

非常用給水栓を設置するにあたり，下記事項を遵守するとともに，災害時以外で使用した場合は，いかなる処置に対しても，異議申し立てをせず，直ちに指示に従うことを誓約いたします。

### 記

1 設置場所 成田市

2 建物名称

3 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は，災害時に成田市水道部から水道水が供給されない場合，若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用します。
- (2) 災害時において，速やかに非常用給水栓が使用できるものとし，かつ，災害時以外の使用がないよう，管理責任者を定め，非常用給水栓及び付属用具を適切に管理します。
- (3) 住民への周知方法として，「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレートを見やすい場所に掲示します。
- (4) 非常用給水栓の設置位置，構造等を変更するときは，基準第8条第3項の規定に基づき「非常用給水栓設置申込書（様式第1号）」により，改めて申込みします。

- (5) 非常用給水栓を使用したときは、基準第9条の規定に基づき「非常用給水栓使用届（様式第5号）」により、使用日時を届出します。
- (6) 基準第10条の規定に基づき、市長が受水槽周辺に立入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することを承諾します。
- (7) 基準第10条第2項の規定に基づく立入点検において、改善を指示された場合は、速やかに改善を行い、「非常用給水栓改善届（様式第7号）」により、報告を行います。
- (8) 非常用給水栓を撤去したときは、基準第11条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届（様式第8号）」により、速やかに廃止の届出をします。
- (9) 基準第13条第2項の規定に基づき、非常用給水栓の破損による漏水が確認された場合、災害時以外の使用が認められた場合は、使用水量に対する水道料金を支払います。

様式第3号（第6条関係）

成水工 第 号  
年 月 日

様

成田市長

### 非常用給水栓設置承諾書

年 月 日付けで申込みのありました非常用給水栓の設置について、次のとおり承諾いたします。

受付番号	
お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
設置位置	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
設置数	栓
その他	・誓約書（様式第2号）の誓約事項を遵守すること。



非常用給水栓設置完了届

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第7条の規定により，非常用給水栓の設置が完了したので，届出します。

お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
設置年月日	年 月 日
添付書類	・設置完成図（平面図、立面図等） ・工事写真（施工前，施工中，完成後）
備考	

非常用給水栓使用届

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第9条の規定により，非常用給水栓を使用したので，届出します。

お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
使用日時	月 日 時から 月 日 時まで
使用水量	m <sup>3</sup>
備考	

成水工 第 号  
年 月 日

様

成田市長

## 非常用給水栓点検結果通知書

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第10条の規定により，立入点検を行ったので，通知します。

お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
点検年月日	年 月 日
点検者名	
所 見	
改善指示	指定期日： 年 月 日
改善結果	改善確認日： 年 月 日 改善確認者：

## 非常用給水栓改善届

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第10条第2項の規定により，非常用給水栓を改善したので，届出します。

お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
立入点検年月日	年 月 日
改善完了年月日	年 月 日
改善内容	
添付書類	写真（改善の状況が確認できるもの）

非常用給水栓廃止届

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第11条の規定により，非常用給水栓を廃止したので，届出します。

お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
添付書類	写真（撤去後の状況が確認できるもの）